

きずな通信

2021.2月 No.190

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

雇用調整助成金について

新型コロナウイルス感染症に対する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の緊急対応期間について現在の公式発表では令和3年2月末までになっております。延長が正式に発表され次第、随時お知らせいたします。雇用調整助成金の申請や申請再開をご希望される事業所様はご連絡ください。

男性の【育児休業】取得される方増えています

政府は男性の育休取得促進を重要政策課題として位置づけ、厚労省では法整備に向けた検討が進められています。

中小・零細企業でも、最近では、「周囲の男性が育休を取得した」と耳にする機会が増えているようです。

しかし、調査によると、職場の理解が得られないために、休業の申出を躊躇している男性も少なくないようです。「職場で休業を取得しにくい」と回答する割合は、女性の29.2%に対し、男性は57.6%となっています。

厚労省で行われている育介法改正論議では、「取得しやすい」環境づくりも重要な議題として挙げられており、今後は育児介護休業法改正案も提出される予定です。令和3年度は男性の育休取得しやすい制度の推進が考えられます。男性の育児休業取得の相談などありましたら、ご連絡ください。



36協定(時間外協定)交わしていますか？

36協定(時間外協定)とは、労働基準法の第36条の中で定められている協定のことです。1日8時間、週40時間の法定労働時間を超えて働いてもらう場合(時間外労働・休日労働)は必ず36協定の締結が必要となります。

36協定を結ぶ対象は、雇い主と労働者の間で行います。この協定の有効期間は通常1年間と定められておりますので、1年おきに労働基準監督署へ提出が必要となります。

また近年は、働き方改革の推進により、行政も「働きすぎ」問題を重要視している傾向にあります。

協定書だけではなく、残業をしない働き方の見直しも必要です。



労働保険事務組合きずな加入のみなさまへ

労働保険料第3期分の期限内の納付にご協力いただき、ありがとうございました。

事業所様からお預かりした労働保険料は、**2月2日(火)に無事納付完了いたしました。**

領収書については、郵送にて発送しておりますので、ご確認の程よろしくお願いたします。

また、『労働保険料納入証明書』の発行は当事務所で手続き可能ですので、必要な事業所様は、ご連絡をよろしくお願いたします。